

## 郡山市悪臭防止対策指針

平成11年 2月 3日制定

【環境部環境保全センター】

(趣旨)

第1条 この指針は、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、工場等の設置者が準拠すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「悪臭」とは、工場等における事業活動に伴って発生するにおいて、市民の生活環境を損なうおそれのある不快なものをいう。

(適用地域)

第3条 この指針の適用地域は、市内全域とする。ただし、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条第2項に規定する区域を除く。

(基準)

第4条 工場等の設置者が当該工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し準拠すべき基準は、別表のとおりとする。

(測定方法)

第5条 この指針における悪臭の測定は、臭気指数の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法により行うものとする。

附 則

この指針は、平成11年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（単位：臭気指数）

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における適用基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における適用基準		
		地上5メートル以上30メートル未満の高さ	地上30メートル以上50メートル未満の高さ	地上50メートル以上の高さ
第1種区域  悪臭防止法第3条の規定により市長が指定した規制地域（以下「規制地域」という。）のうちA区域	10	28	30	33
第2種区域  規制地域のうちB区域並びに用途地域以外の地域	15	33	35	38
第3種区域  規制地域のうちC区域	18	36	38	41

（備考）

この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。